

別表6 「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」(平成18年2月15日構造改革特区推進本部決定)
における「別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第8次提案追加分)」

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
437	地方公共団体による随意契約における新たな事業分野の開拓を図る者の認定に係る手続の簡素化	地方自治法施行規則第12条の3の2第1項	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による随意契約について、新商品により事業分野の開拓を図る者の認定に係る実施計画の提出の簡素化を実現するため、地方自治法施行規則について、所要の改正を行う。 (Ⅲ基本イ③)	平成18年度中	総務省
438	地方公共団体に派遣される医師等職員の退職手当の負担区分の弾力化	地方自治法第252条の17第3項	現行規定(地方自治法第252条の17第3項)において、他の地方公共団体に医師等の職員を派遣した場合、派遣元の団体が退職手当を負担することとなっているが、派遣期間が長期間にわたることその他の特別な事情があるときは、関係団体の協議により、派遣先の団体が退職手当を負担することができるよう特例規定を追加する改正の措置をする。(Ⅲ雇用力⑯)	平成17年度中	総務省
518	特定研究活動等の対象となる外国人研究者等の親に関する在留資格に係る特例措置	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の5	外国人研究者受け入れ促進事業及び外国人情報処理技術者受け入れ促進事業については全国展開の措置を執るところ、当該措置の対象となる外国人研究者及び外国人情報処理技術者の扶養を受け同居するものであって、自己で収入を得て生活することができない親について一定の要件の下に入国できるよう法務省告示を改正する検討を行い、18年度中に措置する。(Ⅲ法務ウ39)	平成18年度中	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
519 506	特定事業509「外国企業支店等開設促進事業」における提供施設の所有主体の追加	特定事業509「外国企業支店等開設促進事業」	平成17年9月に全国展開済みである特定事業509「外国企業支店等開設促進事業」について、複数の地方公共団体あるいは地方公共団体及び独立行政法人が共同出資を行って第三セクターを設立した際、当該地方公共団体が当該第三セクターの運営主体となっていることを前提として、当該複数の地方公共団体による共同出資の総額が2分の1以上の第三セクターであり、かつ、当該複数の地方公共団体の意思が統一され、共通の意思をもつて常に当該第三セクターの意思決定機関を支配している場合や独立行政法人と共同出資を行っている当該一つの地方公共団体が第三セクターの意志決定機関を支配している場合においては、当該第三セクターの業務運営について地方公共団体の意向が反映されるものとして、特定事業(509)の運用に係る責任の主体を明確にする等の整理を行った上で、当該第三セクターが所有する施設を本特例措置の適用対象施設として認めることを平成18年度中に措置する。(Ⅲ法務イ⑩)	平成18年度中	法務省
716	しょうちゅう乙類製造免許の要件緩和	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第10条第11号関係の2(4)(平成11年国税庁長官通達)	地域特産品である米、麦、さつまいも又はそばを主原料としてしょうちゅう乙類を製造しようとする場合には、年間製造数量を100kl以下とするなど一定の要件の下で免許を付与することとする。(Ⅲ流通ウ⑬)	平成18年1月23日	財務省
834	教頭の資格要件の緩和	学校教育法施行規則第10条	学校教育法施行規則を改正して教頭の資格要件を緩和し、教員免許を持たず、教育に関する職に就いた経験もない者についても、教頭への登用を可能にする。(Ⅲ教育イ31)	平成18年4月	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
979	連続運転認定されたプラントにおける第1種圧力容器の安全弁の吹き出し先への止め弁設置の容認	労働安全衛生法第37条 圧力容器構造規格第64条 平成15年4月30日付け基発第0430004号「ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格の全部改正について」	現行では一定の要件の下に第一種圧力容器と安全弁の間に止め弁の設置を認めているが、安全弁吹き出し先についても、必要な設備上の要件、安全管理措置等を講じることを条件に、止め弁の設置が可能となるよう措置する。(Ⅲ危険ウ⑤)	平成18年度中	厚生労働省
980	ストレーナー等と化学設備間の二重弁設置規制に関する解釈通達の発出	労働安全衛生法第20条第2号 労働安全衛生規則第272条第2号	バルブ又はコックが確実に閉止していることを確認できる圧力計を設けるときは、現行規定上バルブ又はコックを二重に設置する必要はないが、その該当要件を明確にするため、解釈通達を発出することにより措置する。(Ⅲ危険ウ⑥)	平成18年度中	厚生労働省
507	精神障害者地域生活援助事業及び精神障害者福祉ホーム(A型)における精神障害者短期入所事業	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第34条の5	障害者自立支援法に基づく新たな障害福祉サービス体系において、障害種別ごとに分かれている現行の障害福祉サービス体系を一元化するとともに、現行の施設・事業体系を機能ごとに再編し、その中で、一つの施設で複数のサービスを提供することを含め、柔軟な運営が可能となるよう事業運営基準等を定める。(Ⅲ福祉ウ⑥)	平成18年度早期	厚生労働省
1014	身体障害者補助犬を輸入できる空海港の拡大	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)	身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を輸入できる空海港については、動物検疫所職員(家畜防疫官)が国際旅客便の携行品検査を実施している空海港まで拡大する。(Ⅲ農水ア25)	平成18年3月8日	農林水産省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1260	都市計画の決定等を提案できる者の範囲の拡大	都市計画法第21条の2	都市計画の決定等を提案できる者について、現行の地権者、NPO等に加え、一定の開発事業者も提案を行えるよう、その範囲を拡大する。(Ⅲ住宅工49)	平成18年2月6日に法案提出を閣議決定	国土交通省
1261	擁壁の築造に係る確認申請等の手続きの緩和	建築基準法第88条	建築基準法等の規定を整理し、都市計画法による開発許可を要する擁壁については、建築基準法の確認検査等を不要とする。(Ⅲ住宅工50)	平成18年1月31日に法案提出を閣議決定	国土交通省
1262	道路占用制度による路上自転車駐車場の設置	道路法第32条 道路法施行令第7条	道路占用制度による路上自転車駐車場の設置については、現在国土交通省が実施している規制改革の総点検の成果を踏まえ、自転車駐車場を設置した場合でも一定の歩道有効幅員が確保される等、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの無い範囲内において、一定の占用主体による歩道上への自転車駐車場の占用が可能となるよう措置する。(Ⅲ住宅工51)	平成18年度中	国土交通省